

第7期須坂市障がい福祉計画
第3期須坂市障がい児福祉計画

計画期間

2024年度～2026年度

長野県須坂市

2024年3月作成

目 次

第1章 計画の策定にあたって

- 1 計画の趣旨、位置づけ 1
- 2 計画の期間
- 3 須坂市の現状 2

第2章 障がい福祉サービス等の提供体制に確保に係る目標（成果目標）

- 【成果目標1】施設入所者の地域生活への移行 4
- 【成果目標2】精神障がい者にも対応した地域包括ケアシステムの構築 . . . 5
- 【成果目標3】地域生活支援の充実
- 【成果目標4】福祉施設から一般就労への移行 6
- 【成果目標5】障がい児支援の提供体制の整備 7
- 【成果目標6】相談支援体制の充実・強化等 8
- 【成果目標7】障害福祉サービス等の質を向上するための取組を実施する体制の構築

第3章 障がい福祉サービス等の種類ごとの必要な量の見込み（活動指標）

- 1 訪問系サービス 9
- 2 日中活動系サービス 10
- 3 居住系サービス 12
- 4 相談支援 13
- 5 障がい児支援
- 6 相談支援体制の充実・強化等 14
- 7 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築 15
- 8 障害福祉サービスの質を向上させるための取組

第4章 地域生活支援事業

- 1 地域生活支援事業の内容 17
- 2 実施に関する考え方と見込量及び見込量確保のための方策 18

第5章 資料編

- 1 計画策定のためのアンケート調査 21
- 2 須坂市障害福祉施策推進懇話会設置要領 30
- 3 2023年度 須坂市障害福祉施策推進懇話会協力団体 31

第1章 計画の策定にあたって

1 計画の趣旨、位置づけ

当市では、障害者基本法に基づく障害者計画として、「第五次須坂市障がい者等行動計画（計画期間：2021年度～2026年度）を2021年3月に作成し、「共に支え合いみんながいきいきと暮らせる社会を目指して」を基本目標に、障がい者福祉施策を推進してきました。

また、障害福祉サービスや地域生活支援事業の提供体制の確保について、障がい者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」に基づく障害福祉計画として「第6期須坂市障がい福祉計画」を、児童福祉法に基づく障害児福祉計画として「第2期須坂市障がい児福祉計画」（計画期間：2021年度～2023年度）を作成し、支援を必要とする人に適切なサービスが提供できるよう努めて参りました。

名称	根拠法令	内容	計画期間	所管
障害者計画	障害者基本法	障がい者のための施策に関する基本的な事項を定める中長期計画	法律上の規定なし	内閣府
障害福祉計画	障害者総合支援法	障害福祉サービス体制の確保その他障がい者総合支援法に基づく業務の円滑な実施に関する計画	3年間	厚生労働省
障害児福祉計画	児童福祉法	障害児通所支援等の提供体制の確保その他障害児対障害児通所支援等の円滑な実施に関する計画		こども家庭庁

第五次須坂市障がい者等行動計画を基本とし、第6期須坂市障がい福祉計画、第2期須坂市障がい児福祉計画の実績、評価等を踏まえ、障害福祉サービス等の提供体制の整備を進めてまいります。

2 計画の期間

この計画の期間は、2024年度から2026年度までの3年間です。

	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026
障がい者行動計画	第四次（後期）		第五次障がい者行動計画（前期、後期 各3年）					
障がい福祉計画	第5期		第6期			第7期		
障がい児福祉計画	第2期		第2期			第3期		

3 須坂市の現状

須坂市の人口は減少傾向ですが、世帯数は増加傾向にあることから、1世帯あたりの人数が減少していることが伺えます。(表1)

障害者手帳の所有者については、身体障害者手帳は減少、療育手帳は微増、精神障害者保健福祉手帳は増加の傾向です。(表2)

障害福祉サービス費についても全体的に増加傾向です。特に、居宅介護や重度訪問介護などのホームヘルプサービス、共同生活援助(グループホーム)、放課後等デイサービスなどの障害児通所サービス、利用者の増加に伴い相談支援に係る支援費の支出が増加しています。一方で、移動支援などの外出支援サービスや短期入所など、新型コロナウイルス感染症の流行による生活様式の変化や予防対策のため、支出額が減少したサービスが見られました。(表3)

表1 須坂市の人口(各年度4月1日現在)

	人口	世帯数
2021年度	50,292人	20,331世帯
2022年度	49,910人	20,407世帯
2023年度	49,695人	20,632世帯

表2 障害者手帳所有者の推移(各年度4月1日現在 単位:人)

(1) 身体障害者手帳

	1級	2級	3級	4級	5級	6級	計
2021年度	517	313	429	532	168	122	2,081
2022年度	502	310	417	511	164	118	2,022
2023年度	492	303	412	498	151	118	1,974

(2) 療育手帳

	A1	A2	B1	B2	計
2021年度	132	9	138	177	456
2022年度	135	8	133	182	458
2023年度	140	8	134	185	467

(3) 精神障害者保健福祉手帳

	1級	2級	3級	計
2021年度	333	251	40	624
2022年度	375	256	46	677
2023年度	385	274	39	698

表3 障害福祉サービス支援費等の支出額（単位：円）

	2020年度	2021年度	2022年度
居宅介護	26,836,960	28,625,187	34,296,393
重度訪問介護	6,213,130	6,158,630	14,968,620
同行援護	1,577,674	1,513,575	1,408,582
行動援護	1,887,352	1,785,544	2,681,869
重度障害者等包括支援	0	0	0
短期入所	12,228,142	12,791,779	8,799,955
療養介護	34,491,300	34,495,440	34,858,317
生活介護	294,252,874	306,415,011	305,693,131
施設入所支援	88,473,947	91,519,505	89,283,977
自立訓練	5,128,738	14,785,488	14,575,050
就労移行支援	15,251,594	15,643,444	19,752,056
就労継続支援（A型）	51,805,103	67,525,898	70,769,326
就労継続支援（B型）	246,776,098	256,961,727	256,821,988
就労定着支援	523,325	986,547	1,507,061
自立生活援助	0	309,830	371,260
共同生活援助	110,863,473	115,370,240	128,063,304
地域相談支援	89,366	78,454	163,640
計画相談支援	16,770,587	18,935,995	22,326,534
児童発達等支援	3,595,891	7,866,040	11,551,953
保育所等訪問支援	84,722	307,640	235,868
放課後等デイサービス	62,970,377	79,275,848	82,383,221
障害児相談支援	4,560,309	6,716,561	7,670,694
移動支援	5,044,850	4,760,900	4,692,900
日中一時支援	111,600	174,800	201,600
日常生活用具	9,834,028	11,025,090	10,368,613

第2章 障がい福祉サービス等の提供体制に確保に係る目標（成果目標）

【成果目標1】施設入所者の地域生活への移行

1 地域生活への移行者数

須坂市の計画	2024年度から2026年度末まで毎年度1人の地域移行を計画し、計3人の地域移行をめざします。
国の指針等	2022年度末の施設入所者数の6%以上
基本となる数値	2022年度末の施設入所者数 42人 $42人 \times 6\% = 2.5人$ 以上…毎年度1人とし、2026年度末までに3人とする。

◆地域生活への移行者数

	第5期	第6期 (2023年12月)	第7期（計画）
移行者数	4人	4人	3人

2 施設入所者の削減数

須坂市の計画	入所支援が必要な人に適切なサービスが提供できるよう、入所定員の削減は各年度1人とし、2026年度末までに3人削減します。
国の指針	2022年度末の施設入所者数から5%以上削減
基本となる数値	2022年度末の施設入所者数 42人 $42人 \times 5\% = 2.1人$ 以上

◆第6期計画期間中の実績及び第7期計画の目標値（各年度末の施設入所者数）

	第6期			第7期		
	2021年度	2022年度	2023年度 (12月)	2024年度	2025年度	2026年度
入所者数	47人	42人	41人	40人	39人	38人

【考え方】

グループホームなどへの地域移行が進んでいること、施設入所者の高齢化に伴い長期入院への移行などが見込まれます。一方、新規の入所についても一定のニーズがあるため、目標値は各年度1人減としました。

【成果目標２】精神障がい者にも対応した地域包括ケアシステムの構築

須坂市の計画	2023 年度に精神障がい者にも対応した地域包括ケアシステム（にも包括）検討ワーキング）で検討し、須高３市町村と自立支援協議会が共同で協議の場を設置します。 各市町村ごとに目標設定と評価を行います。
国の指針	全ての圏域ごとの協議の場の設置 全ての市町村ごとの協議の場の設置

精神障がい者にも対応した地域包括ケアシステム

保健・医療・福祉に携わる者を含む様々な関係者が情報共有や連携を行う体制

【成果目標３】地域生活支援の充実

１ 地域生活支援拠点等の整備

須坂市の計画	須高地域で面的整備を行った地域生活支援拠点の機能充実を図りつつ、定期的に運用状況の検証と整備方針の検討を行います。
国の指針	地域生活支援拠点を市町村又は圏域ごと１拠点以上を確保しつつ、機能充実のため、コーディネーターなどの配置などによる効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築を進め、また、年１回以上運用状況を検証及び検討を行います。

地域生活支援拠点

障がい者の高齢化、重度化や「親亡き後」を見据え、居住支援のための機能（相談、体験の機会・場、緊急時の受け入れ・対応、専門性、地域の体制づくり）を地域の実状に応じて整備すること。2018 年度から須高地域で面的整備を開始。

２ 強度行動障害を有する者への支援体制整備

須坂市の計画	長野圏域で実施されているニーズの把握に加え、須高３市町村でもアンケート、ヒアリングを実施し、支援体制の構築を進めます。
国の指針	強度行動障害を有する者に関し、各市町村又は圏域において支援ニーズを把握し、支援体制の整備を進めます。

強度行動障害

自傷、他傷、こだわり、もの壊し、睡眠の乱れ、異食、多動など本人や周囲の人の暮らしに影響を及ぼす行動が、著しく高い頻度で起こるため、特別に配慮された支援が必要になっている状態のこと。

【成果目標 4】福祉施設から一般就労への移行

1 福祉施設利用者の一般就労への移行者の増加

須坂市の計画	2026 年度中の一般就労への移行者数：9 人 就労移行支援から：4 人 就労継続支援 A 型から：2 人 就労継続支援 B 型から：2 人 生活介護、自立訓練（機能訓練・生活訓練）から：1 人
国の指針	2021 年度の一般就労への移行実績の 1.28 倍以上 就労移行支援：2021 年度の一般就労への移行実績の 1.31 倍以上 就労継続支援 A 型：2021 年度の一般就労への移行実績の概ね 1.29 倍以上 就労継続支援 B 型：2021 年度の一般就労への移行実績の概ね 1.28 倍以上 就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が 5 割以上の事業所が就労移行支援事業所の 5 割以上
基本となる数値	2021 年度実績 6 人 内訳は下記のとおり

◆第 6 期計画期間中の実績（各年度の一般就労移行者数）

	2021 年度	2022 年度	2023 年度
就労移行支援	2 人	4 人	—
就労継続支援 A 型	2 人	0 人	—
就労継続支援 B 型	2 人	2 人	—
その他	0 人	1 人	—

2 職場定着率の増加

(1) 就労定着支援事業の利用者数

須坂市の計画	2026 年度の就労定着支援事業の利用者：7 人
国の指針等	2021 年度の就労定着支援事業の利用者数の 1.41 倍以上
基本となる数値	2021 年度の就労定着支援事業の利用者：4 人 $4 \text{ 人} \times 1.41 = 5.6 \text{ 人以上}$

◆第 6 期計画期間中の実績（年度毎の就労定着支援事業利用者数）

	2021 年度	2022 年度	2023 年度
利用者数	4 人	5 人	—

【考え方】

2023 年度、市内から就労移行支援、就労定着支援を提供する事業所がなくなりました。地域に必要とされるサービスですが、現時点で設置の見込みはありません。

次期計画においては、市外の事業所の利用を想定しています。

(2) 就労定着支援事業所のうち、就労定着率が7割以上の事業所の割合

須坂市の計画	—
国の指針	就労定着支援事業所のうち、就労定着率が7割以上の事業所を全体の2割5分以上
参考	市内の就労定着支援事業所：なし（2024年1月現在）

【成果目標5】障がい児支援の提供体制の整備

1 児童発達支援センターの設置及び保育所等訪問支援の充実

須坂市の計画	児童発達支援センターについては、須高地域内での設置に向けた検討を行い、2026年度までの設置を目指します。 保育所等訪問支援については、長野圏域内での利用体制の維持に加え、須高地域内においても更なる体制強化に取り組みます。
国の指針	児童発達支援センターを各市町村又は圏域に少なくとも1か所以上設置 保育所等訪問支援を利用できる体制の構築

児童発達支援センター

施設の有する専門機能を活かし、地域の障がい児やその家族との相談、障がい児を預かる施設への援助・助言を合わせて行うなど、地域の中核的な療育支援施設。

2 主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保

須坂市の計画	長野圏域内での利用体制の維持に加え、須高地域内においても更なる体制強化に取り組みます。
国の指針	各市町村又は圏域に少なくとも1か所以上確保

3 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場を設置

須坂市の計画	須高地域自立支援協議会、須坂市医療的ケア運営協議会等において協議を継続します。
国の指針	圏域又は市町村において、医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場を設置

4 医療的ケア児コーディネーターの配置

須坂市の計画	2026 年度までに、須高地域に医療的ケア児コーディネーターの配置を目指します。
国の指針	圏域又は市町村において、医療的ケア児コーディネーターの配置を基本とする。

【成果目標 6】 相談支援体制の充実・強化等

基幹相談支援センターの設置及び地域の相談支援体制の強化、協議会における個別事例の検討を通じた地域のサービス基盤の開発・改善

須坂市の計画	現在、須高地域総合支援センターや、須高地域自立支援協議会で行っている相談支援事業所等に対する支援を発展させ、2026 年度までに基幹相談支援センターの設置を目指します。
国の指針	各市町村又は圏域において、基幹相談支援センターを設置 地域の相談支援事業所に対する訪問等による専門的な指導・助言 相談支援事業所の人材育成 地域の相談機関との連携強化の取組 個別事例の支援内容の検証の実施 主任相談支援専門員の配置 協議会における相談支援事業所の参加による事例検討

【成果目標 7】 障害福祉サービス等の質を向上するための取組を実施する体制の構築

須坂市の計画	県等が実施する障がい福祉サービス等に係る研修その他研修へ、積極的に参加します。 障害者自立支援給付審査支払システムの審査結果を活用し、地域の事業所等と課題を共有する体制を構築します。
--------	--

第3章 障がい福祉サービス等の種類ごとの必要な量の見込み（活動指標）

地域の課題解決及び成果目標を達成するために、必要となるサービス提供量の見込みについて設定をします。

サービス利用者及び提供量の設定については、現在の利用者数、利用実績、ニーズ等を勘案して設定しました。

1 訪問系サービス

(1) 訪問系サービスの概要

介護 給 付	居宅介護	自宅で入浴や排せつ、食事の介護など、自宅の生活全般にわたる介護サービスを行います。
	重度訪問介護	重度の肢体不自由又は重度の知的障がい若しくは精神障がいにより常に介護が必要な人に、自宅での介護から外出時の移動支援等を総合的にを行います。
	同行援護	視覚障がいにより移動に著しい困難を有する場合、外出時に同行し、情報の提供や外出する際の必要な援助を行います。
	行動援護	知的障がい又は精神障がいにより、行動が困難で常に介護の必要な人に、危険回避のための援護などを行います。
	重度障害者等 包括支援	常に介護を必要とする人のなかで介護の必要性がとて高い人に、居宅介護などの障がい福祉サービスを包括的にを行います。

(2) サービス見込量（1か月あたりの見込量）

種 類	見込むもの	2022 年度実績	2024 年度	2025 年度	2026 年度
居宅介護	利用時間	529 時間	600 時間	600 時間	600 時間
	利用者数	60 人	75 人	75 人	75 人
重度訪問介護	利用時間	438 時間	850 時間	950 時間	1,050 時間
	利用者数	9 人	10 人	11 人	12 人
同行援護	利用時間	35 時間	45 時間	50 時間	50 時間
	利用者数	3 人	4 人	5 人	5 人
行動援護	利用時間	48 時間	70 時間	80 時間	90 時間
	利用者数	5 人	7 人	8 人	9 人
重度障害者等 包括支援	利用時間	0 時間	0 時間	0 時間	0 時間
	利用者数	0 人	0 人	0 人	0 人

2 日中活動系サービス

(1) 中活動系サービスの概要

介護給付	生活介護	常に介護を必要とする人に、施設で行う入浴、排せつ、食事の介護や創作的活動又は生産活動の機会の提供などを行います。
	療養介護	病院などの施設で、おもに機能訓練や療養上の管理、看護、介護、日常生活上の援助を行います。
	短期入所	自宅で介護を行う人が病気の場合などに、短期の入所による入浴、排せつ、食事の介護などを行います。
訓練等給付	自立訓練	自立した日常生活や社会生活ができるよう、身体機能や生活能力向上のための訓練を一定期間行います。
	就労移行支援	一般就労を希望する人に、必要な知識や能力の向上のための訓練や職場実習などを、一定期間行います。
	就労継続支援（A型・B型）	一般企業等で雇用されることが困難な人に、働く場の提供や就労に必要な知識や能力の向上のための訓練を行います。
	就労定着支援	就労移行支援等を利用し一般就労をした人へ、相談を通じて生活面の課題や関係者との連絡調整等必要な支援を行います。
	就労選択支援	就労先や働き方についてより良い選択ができるよう、就労アセスメントの手法を活用し、本院の希望、就労能力や適性等にあった選択を支援する新しいサービス。（2025年10月から）

(2) サービス見込量（1か月あたりの見込量）

※ 人日分…月間の実利用人数×1人1月当たりの平均利用日数

種 類	見込むもの	2022 年度 実績	2024 年度	2025 年度	2026 年度
生活介護	利用日数	2,034 人日分	2,380 人日分	2,380 人日分	2,380 人日分
	利用者数	139 人	140 人	140 人	140 人
	うち重度障がい者の利用（総数） ①+②+③	38 人	38 人	40 人	41 人
	①強度行動障がい	28 人	28 人	29 人	30 人
	②高次脳機能障がい	0 人	0 人	1 人	1 人
	③医療的ケア	10 人	10 人	10 人	10 人
自立訓練	利用日数	14 人日分	14 人日分	14 人日分	14 人日分

(機能訓練)	利用者数	1人	1人	1人	1人
自立訓練 (生活訓練)	利用日数	78人日分	120人日分	130人日分	140人日分
	利用者数	8人	12人	13人	14人
	うち精神障がい者の利用	6人	8人	10人	11人
就労選択支援	利用者数	－	－	5人	5人
就労移行支援	利用日数	187人日分	153人日分	144人日分	144人日分
	利用者数	11人	9人	8人	8人
就労継続支援 (A型)	利用日数	716人日分	960人日分	1,000人日分	1,000人日分
	利用者数	39人	48人	50人	50人
就労継続支援 (B型)	利用日数	2,786人日分	3,264人日分	3,408人日分	3,536人日分
	利用者数	189人	204人	213人	221人
就労定着支援	利用者数	4人	8人	9人	10人
療養介護	利用者数	11人	12人	12人	12人
短期入所 (福祉型)	利用日数	97人日分	300人日分	300人日分	300人日分
	利用者数	34人	50人	50人	50人
	うち重度障がい者の利用(総数) ①+②+③	3人	6人	7人	7人
	①強度行動障がい	3人	5人	5人	5人
	②高次脳機能障がい	0人	1人	1人	1人
	③医療的ケア	0人	0人	1人	1人
短期入所 (医療型)	利用日数	2人日分	6人日分	12人日分	12人日分
	利用者数	1人	1人	2人	2人
	うち重度障がい者の利用(総数) ①+②+③	1人	1人	2人	2人
	①強度行動障がい	0人	0人	0人	0人
	②高次脳機能障がい	0人	0人	0人	0人
	③(内訳) 医療的ケア	1人	1人	2人	2人

3 居住系サービス

(1) 居住系サービスの概要

共同生活援助	地域において自立した日常生活を営むうえで、支援が必要な人に共同生活の場において、家事や相談等、日常生活上の支援を行います。
施設入所支援	施設に入所し、主として夜間における、入浴、排せつ及び食事等の介護、生活等に関する相談及び助言等必要な日常生活上の支援を行います。
自立生活援助	グループホーム等を出て一人暮らしを始めた人に、定期訪問により食事、公共料金の支払、通院等についての助言、連絡調整を行います。

(2) サービス見込量（1か月あたりの見込量）

種 類	見込むもの	2022 年度実績	2024 年度	2025 年度	2026 年度
自立生活援助	利用者数	3 人	4 人	4 人	5 人
うち精神障がい者の利用	利用者数	2 人	3 人	3 人	4 人
共同生活援助	利用者数	81 人	94 人	102 人	110 人
	うち日中サービス支援型	4 人	8 人	9 人	9 人
	うち精神障がい者の利用	32 人	38 人	40 人	44 人
	うち重度障がい者の利用（総数） ①+②+③	12 人	13 人	14 人	15 人
	① 強度行動障がい	9 人	10 人	11 人	11 人
	② 高次脳機能障がい	2 人	2 人	2 人	3 人
	③ 医療的ケア	1 人	1 人	1 人	1 人
施設入所支援	利用者数	48 人	46 人	45 人	44 人

4 相談支援

(1) 相談支援サービスの概要

計画相談支援	自立した生活に向け、課題の解決や適切なサービス利用にむけた相談、支援やサービス等利用計画の作成等を行います。
地域移行支援	施設に入所している人、精神科病院に入院している人が、地域での生活に移行するための相談やその他の必要な支援を行います。
地域定着支援	自宅でひとりで生活する人などに、常時の連絡体制を確保し、相談その他必要な支援を行います。

(2) サービス見込量（1か月あたりの見込量）

種 類	見込むもの	2022 年度実績	2024 年度	2025 年度	2026 年度
計画相談支援	利用者数	112 人	130 人	141 人	152 人
地域移行支援	利用者数	0 人	2 人	2 人	2 人
	うち精神障がい者の利用	0 人	2 人	2 人	2 人
地域定着支援	利用者数	1 人	3 人	4 人	5 人
	うち精神障がい者の利用	1 人	3 人	3 人	4 人

5 障がい児支援

(1) 障がい児支援サービスの概要

児童発達支援	日常生活の基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練等、必要な支援を行います。
放課後等デイサービス	放課後または休日に、生活能力向上のために必要な訓練、社会との交流の促進その他の必要な支援を行います。
保育所等訪問支援	保育所等を訪問し、集団生活への適応のための専門的な支援その他必要な支援を行います。
居宅訪問型児童発達支援	重度の障がい児の居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能等の支援を行います。

(2) サービス見込量（1か月あたりの見込量）

種 類	見込むもの	2022 年度実績	2024 年度	2025 年度	2026 年度
児童発達支援	利用日数	62 人日分	98 人日分	126 人日分	154 人日分
	利用者数	9 人	14 人	18 人	22 人
放課後等デイサービス	利用日数	709 人日分	1,080 人日分	1,260 人日分	1,260 人日分
	利用者数	149 人	180 人	180 人	180 人

保育所等訪問 支援	利用日数	1 人日分	6 人日分	12 人日分	12 人日分
	利用者数	1 人	3 人	6 人	6 人
居宅訪問型児 童発達支援	利用日数	0 人日分	5 人日分	5 人日分	5 人日分
	利用者数	0 人	1 人	1 人	1 人
福祉型障害児 入所施設	利用者数	0 人	0 人	1 人	1 人
医療型障害児 入所施設	利用者数	2 人	2 人	2 人	2 人
障害児相談支 援	利用者数	38 人	50 人	51 人	52 人
医療的ケア児等 に対する関連分 野の支援を調整 するコーディネ ーター	配置人数	0 人	0 人	1 人	1 人

6 相談支援体制の充実・強化等

(1) 基幹型相談支援センターにおける地域の相談支援体制の強化

項 目	2024 年度	2025 年度	2026 年度
基幹型相談支援センターの設置の有無	無	無	有
地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言件数	16 件	16 件	16 件
地域の相談支援事業所の人材育成の支援件数	7 件	7 件	7 件
地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数	12 回	12 回	12 回
個別事例の支援内容の検証実施回数	1 回	1 回	1 回
主任相談支援専門員の配置人数	3 人	3 人	4 人

(2) 自立支援協議会における個別事例の検討を通じた地域のサービス基盤の開発・改善

項 目	2024 年度	2025 年度	2026 年度
相談支援事業所の参画における事例検討実施回数	3 回	3 回	3 回
参加事業者数・機関数	12 団体	12 団体	12 団体
協議会の専門部会の設置数	7 部会	7 部会	7 部会
協議会専門部会の実施回数	56 回	56 回	56 回

7 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

項 目			2024 年度	2025 年度	2026 年度
保健・医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数			1 回	1 回	2 回
保健・医療及び福祉関係者による協議の場への参加者数	分野	保健	3 人	3 人	3 人
	分野	医療（精神科）	1 人	1 人	1 人
	分野	医療（訪問看護）	1 人	1 人	1 人
	分野	福祉	3 人	3 人	3 人
	分野	介護	3 人	3 人	3 人
	分野	当事者	0 人	0 人	1 人
	分野	家族	1 人	1 人	1 人
	分野	その他	1 人	1 人	1 人
保健、医療及び福祉関係者における目標設定および評価の実施回数		目標設定	サービス利用者数、地域移行者数等	サービス利用者数、地域移行者数等	サービス利用者数、地域移行者数等
		評価の実施回数	1 回	1 回	1 回

8 障害福祉サービスの質を向上させるための取組

(1) 障害福祉サービス等に係る各種研修の活用

項 目	2024 年度	2025 年度	2026 年度
都道府県が実施する障害福祉サービス等に係る研修等への市町村職員の参加人数	4 人	5 人	5 人

(2) 障害者自立支援審査支払い等システムによる審査結果の共有

・審査結果の分析と結果を活用し、事業所や関係自治体等と共有する体制の有無

項 目	2024 年度	2025 年度	2026 年度
体制の有無	無	有	有
実施の方法	各市町村で課題を抽出	須高地域自立支援協議会で検討	須高地域自立支援協議会で検討
実施回数	0 回	1 回	1 回

(3) 発達障がい障害者に係る支援

種 類	見込むもの	2022 年度実績	2024 年度	2025 年度	2026 年度
ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等	受講者数(保護者)/年	0 人	1 人	2 人	3 人
	実施者数(支援者)/年	0 人	0 人	1 人	2 人
ピアサポートの活動への参加人数	人/年	0 人	15 人	20 人	20 人

第4章 地域生活支援事業

障がいのある人が、その有する能力や適性に応じ、自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう、地域の特性や状況に応じた柔軟な事業を行う、地域生活支援事業を実施します。

1 地域生活支援事業の内容

事業名	サービス内容
理解促進研修・啓発事業	地域住民に対して、障がい者等の理解を深めるための研修・啓発事業。
自発的活動支援事業	障がい者等、その家族、地域住民等による地域における自発的な取り組みへの支援。
相談事業	障がい者、障がい児の保護者又は介護者からの相談に応じ、必要な情報の提供、権利擁護のために必要な援助等を実施。
成年後見制度利用支援事業	成年後見制度の利用に要する費用のうち、審判の請求、登記及び後見人等への報酬などの費用の全部又は一部を補助。
成年後見制度法人後見支援事業	成年後見制度における後見等の業務を適正に行うことができる法人を確保するための体制整備及び支援。
意思疎通支援事業	手話通訳者、要約筆記者を派遣する事業。手話通訳者を設置する事業等、意思疎通に支援が必要な方への支援。
日常生活用具給付事業	日常生活の便宜を図るため、自立生活支援用具等の日常生活用具を給付。
手話奉仕員養成研修事業	日常会話程度の手話表現技術を習得した手話奉仕員の養成研修。
移動支援事業	社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動等の社会参加のための外出の際の支援。
地域活動支援センター	障がいのある方が通い、創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等の便宜を図る。
重度心身障害児（者）入浴サービス事業	家族の介護のみでは入浴が困難な方に対し、移動入浴車を利用した入浴サービスを提供。
その他の事業	地域の実情に応じ、必要な事業を実施。

2 実施に関する考え方と見込量及び見込量確保のための方策

(1) 理解促進研修・啓発事業

障がい者の地域生活を支援するため、2023 年度に須高地域自立支援協議会が主催し、「みんなの福祉フェスティバル」開催。2024 年度以降も継続して開催予定。

見込量

種 類	見込むもの	2022 年度 (実績)	2024 年度	2025 年度	2026 年度
理解促進研修・啓発事業	実施の有無	無	有	有	有

(2) 自発的活動支援事業

現在は利用実績がありませんが、当事者団体、地域住民が行う活動を支援するため事業を実施します。

見込量

種 類	見込むもの	2022 年度 (実績)	2024 年度	2025 年度	2026 年度
自発的活動支援事業	実施の有無	無	有	有	有

(3) 相談事業

須高 3 市町村が共同で、市内の相談支援事業所に相談事業を委託しています。基幹相談支援センターについては、2026 年度までに設置を目指します。

見込量

種 類	見込むもの	2022 年度 (実績)	2024 年度	2025 年度	2026 年度
相談事業					
障害者相談支援事業	実施見込箇所数	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所
	基幹相談支援センター設置の有無	無	無	無	有
相談支援強化事業	実施の有無	有	有	有	有
住宅入居等支援事業	実施の有無	無	無	無	無

(4) 成年後見制度利用支援事業

市長が行う成年後見等の申立て（首長申立）の際、該当する人に費用を助成します。首長申立の際の審判申立費用の負担と、後見開始後、成年後見人へ支払う報酬の助成があります。

報酬等の助成については、首長申立により制度を利用する方のみに限られていましたが、2024 年度以降は、首長申立以外でも、経済的に報酬の支払いが困難な方へ助成を行

う予定です。

見込量

種 類	見込むもの	2022 年度 (実績)	2024 年度	2025 年度	2026 年度
成年後見制度利用支援事業	実利用見込者数	1 人	2 人	3 人	3 人

(5) 成年後見制度法人後見支援事業

関係機関と連携しながら、実施について検討していきます。

見込量

種 類	見込むもの	2022 年度 (実績)	2024 年度	2025 年度	2026 年度
成年後見制度法人後見支援事業	実施の有無	無	無	無	有

(6) 意思疎通支援事業

手話通訳者、要約筆記者の派遣を実施し、養成にも取り組んでいきます。手話通訳者設置事業は、引き続き福祉課に 1 名の手話通訳者を配置します。

見込量

種 類	見込むもの	2022 年度 (実績)	2024 年度	2025 年度	2026 年度
意思疎通支援事業					
手話通訳者等派遣事業	実利用見込件数	174 件	180 件	190 件	200 件
手話通訳者設置事業	実設置見込者数	1 人	1 人	1 人	1 人

(7) 日常生活用具給付事業

障がい者の日常生活を支援するため、日常生活用具の給付を実施します。

見込量

種 類	見込むもの	2022 年度 (実績)	2024 年度	2025 年度	2026 年度
日常生活用具給付事業					
介護・訓練支援用具	給付見込件数	2 件	4 件	4 件	4 件
自立生活支援用具		16 件	16 件	16 件	16 件
在宅療養等支援用具		5 件	5 件	5 件	5 件
情報・意思疎通支援用具		1 件	3 件	3 件	3 件
排泄管理支援用具		968 件	970 件	970 件	970 件
居宅生活動作補助用具		4 件	4 件	4 件	4 件

(8) 手話奉仕員養成研修事業

市内の手話サークルに事業を委託して実施しています。引き続き事業を実施し、手話奉仕員の養成に取り組めます。

見込量

種 類	見込むもの	2022 年度 (実績)	2024 年度	2025 年度	2026 年度
手話奉仕員養成研修事業	実養成講習修了見込み者数	0 人	10 人	10 人	10 人

(9) 移動支援事業

外出時の支援が必要な方に向けて、引き続き事業を実施していきます。実施事業所の確保や質の高いサービス提供について検討していきます。

見込量

種 類	見込むもの	2022 年度 (実績)	2024 年度	2025 年度	2026 年度
移動支援事業	実利用見込み者数	56 人	60 人	60 人	60 人
	延べ利用見込み時間数	2,436 時間	2,610 時間	2,610 時間	2,610 時間

(10) 地域活動支援センター

市内のNPO法人に運營業務を委託して実施しています。引き続き事業を実施し、地域活動支援センターでの活動が社会復帰のステップとなるような活動を促進します。

見込量

種 類	見込むもの	2022 年度 (実績)	2024 年度	2025 年度	2026 年度
地域活動支援センター	実施見込箇所数	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所
	実利用見込者数	6 人	8 人	8 人	10 人

(11) 重度心身障害児（者）入浴サービス事業

在宅で生活する方への入浴支援が行き届く様、須坂市社会福祉協議会へ事業を委託して実施します。

見込量

種 類	見込むもの	2022 年度 (実績)	2024 年度	2025 年度	2026 年度
入浴サービス事業	実利用見込み者数	5 人	6 人	6 人	6 人
	延べ利用回数	204 回	260 回	260 回	260 回

第5章 資料編

1 2023年障がい福祉計画・障がい児福祉計画策定のためのアンケート調査

(1) 調査の目的

第7期須坂市障がい福祉計画、第3期障がい児福祉計画の策定にあたり、障がいのある方の生活の状況や環境、障害福祉サービスの利用意向などを把握し、計画策定に役立てるため。

(2) 調査対象者

2023年8月31日現在、須坂市内に住民登録がある65歳未満の障害者手帳（身体、療育、精神）所持者 1,299人から無作為に抽出した200人。

(3) 調査方法

アンケート調査票を郵送、返信用封筒で回収

(4) 期間

2023年9月7日から10月3日まで

(5) 回収率

37%（回答者74人／対象者 200人）

【参考】前回（2020年9月）48%（回答者96人／対象者 200人）

前々回（2017年10月）42%（回答者93人／対象者 220人）

(6) アンケート結果

【基本情報】

問1 このアンケートの記入者はどなたですか。

1 本人	46	3 家族以外の介助者	5
2 本人の家族	21	4 その他	0
計			72

問2 年齢をお答えください。

0～10 歳	5	30～39 歳	11
11～18 歳	5	40～49 歳	14
19～20 歳	0	50～59 歳	17
20～29 歳	6	60 歳以上	16
計			74

問3 性別をお答えください。

1 男性	31
2 女性	43

問4 一緒に暮らしている人はどなたですか（複数回答可）

※ グループホーム、福祉施設等で生活している方は、「5」に○をしてください。

1 父母、祖父母、兄弟姉妹	45	4 その他（ ）	3
2 配偶者やパートナー	15	5 いない	13
3 子ども	14		

問5 日常生活で、どんな支援が必要ですか。（複数回答可）

1 食事	19	6 家の中の移動	10
2 トイレ	19	7 外出	37
3 入浴	22	8 意思疎通	30
4 衣服の着脱	15	9 金銭管理	41
5 身だしなみ	24	10 薬の管理	30

問6 支援してくれる方は、主に誰ですか。（複数回答可）

1 父母、祖父母、兄弟姉妹	33	4 ヘルパー、施設職員	15
2 配偶者	7	5 その他（ボランティア等）	5
3 子ども	3		

問7 支援してくれる主な家族の方の年齢、性別、健康状態をお答えください。

① 年齢

1 40歳未満	6	3 50～59歳	10	5 70～79歳	8
2 40～49歳	6	4 60～69歳	10	6 80歳以上	2

② 性別

1 男性	12
2 女性	29

③ 健康状態

1 よい	14
2 ふつう	21
3 よくない	7

障がいの状況について

問8 身体障害者手帳を持っていますか。

1級	2級	3級	4級	5級	6級	計
9	9	2	4	3	3	30

問9 身体障害者手帳を持つ方は、「主たる障害」をお答えください。

1 視覚	2	5 肢体不自由（上肢）	2
2 聴覚	3	6 肢体不自由（下肢）	11
3 盲ろう	0	7 肢体不自由（体幹）	9
4 音声言語そしゃく機能	0	8 内部障害	4

問10 療育手帳を持っていますか。

A 1	A 2	B 1	B 2	計
12	0	5	8	25

問11 精神障害者保健福祉手帳を持っていますか。

1 級	2 級	3 級	計	精神障害があるが、手帳を持っていない
19	9	0	28	3

問12 重症心身障害に該当しますか。（18歳未満のみ）

1 該当する	2
--------	---

問13 指定難病の認定を受けていますか。

1 受けている	3
---------	---

問14 発達障害として診断されたことがありますか。

1 ある	17
------	----

問15 強度行動障害があると言われたことはありますか。

1 ある	3
------	---

問16 高次脳機能障害として診断されたことがありますか。

1 ある	1
------	---

問17 その関連障害をお答えください。

1 視覚	0	5 肢体不自由（下肢）	0
2 聴覚	0	6 肢体不自由（体幹）	1
3 音声言語そしゃく機能	0	7 内部障害	0
4 肢体不自由（上肢）	0		

問18 現在医療的ケアを受けていますか。

1 受けている	16
---------	----

問19 現在受けている医療的ケアをお答えください。（複数回答可）

1 気管切開	1	5 胃ろう・腸ろう	1	9 カテーテル留置	2
2 人工呼吸器	1	6 鼻腔経管栄養	0	10 ストマ	0
3 吸入	0	7 中心静脈栄養	0	11 服薬管理	10
4 吸引	2	8 透析	1	12 その他	2

住まいや暮らしについて

問20 現在どのように暮らしていますか

（１）一緒に暮らしている人の有無

1 一人暮らし	10	4 施設・GHの他の利用者	4
2 配偶者、パートナー、子ども	18	5 その他（ ）	0
3 父母、祖父母、兄弟姉妹	42	計	74

（２）暮らしている場所

1 一般の住宅	59	4 高齢者支援施設	0
2 グループホーム	2	5 病院（入院中）	0
3 障害者支援施設	2	6 その他（ ）	2

問21 今後3年以内に、どのような暮らしをしたいと思いますか。

（１）一緒に暮らしている人の有無

1 一人暮らし	11	4 施設・GHの他の利用者	6
2 配偶者、パートナー、子ども	22	5 その他（ ）	1
3 父母、祖父母、兄弟姉妹	31	計	71

（２）暮らしている場所

1 一般の住宅	54	4 高齢者支援施設	0
2 グループホーム	4	5 病院（入院中）	0
3 障害者支援施設	2	6 その他（ ）	3

問22 希望する暮らしを送るためには、どのような支援があればよいと思いますか。

（複数回答可）

1 在宅での医療的ケア	13	4 生活訓練等の充実	10	7 地域住民等の理解	19
2 障がい者向け住居の確保	20	5 経済的な負担の軽減	42	8 情報取得、意思疎通支援	21
3 在宅サービスの適切な利用	26	6 相談対応等の充実	21	9 その他（ ）	4

日中活動や就労について

問23 1週間にどの程度外出しますか。

1 毎日	36	3 めったに外出しない	9
2 数回	26	4 まったく外出しない	2
計			73

問24 外出する際の主な同伴者は誰ですか。

1 父母、祖父母、兄弟姉妹	30	4 ヘルパー、施設職員	8
2 配偶者	4	5 その他（ボランティア等）	2
3 子ども	0	6 一人で外出する	27
計			71

問25 どのような目的で外出することが多いですか。（複数回答可）

1 通学・通学・通所	38	4 買い物	45	7 グループ活動に参加	3
2 訓練やリハビリ	9	5 友人、知人と会う	11	8 散歩	14
3 医療機関への受診	37	6 趣味やスポーツ	15	9 その他（ ）	3

問26 外出するときに困ることは何ですか。（複数回答可）

1 公共交通機関が少ない（ない）	21	7 お金がかかる	11
2 列車やバスの乗降	7	8 周囲の目が気になる	12
3 道路、駅の階段や段差	12	9 突然の身体の変化	8
4 切符の買い方、乗換方法	6	10 困った時にどうすればよいか	14
5 建物の設備	5	11 その他（ ）	7
6 介助者が確保できない	4		

問27 平日の日中を主にどのようにして過ごしていますか。

1 就労している	19	6 リハビリ	0	11 一般の学校（小中高）	2
2 ボランティア等	0	7 自宅で過ごす	20	12 幼保、障害児通所	3
3 専業主婦（主夫）	3	8 入所中先、入院先	4	13 その他（ ）	3
4 福祉施設、作業所	13	9 大学、専門学校等	0	計	73
5 デイケア	0	10 特別支援学校（小中高）	6		

問28 どのような勤務形態で働いていますか。（問27で「1」を選択した方）

1 正規職員（一般）	8	4 自営業、農林水産業	0
2 正規職員（短時間勤務・障害者雇用）	0	5 その他（ ）	0
3 非正規職員（パート、アルバイト、非常勤、派遣）	12	計	20

問29 今後収入を得る仕事をしたいと思いますか。(問27で「1」以外を選択した方)

1 仕事をしたい	22
2 仕事はしたくない、できない	24
計	46

問30 職業訓練などを受けたいと思いますか。(問29で「1」を選択した方)

1 すでに受けている	2	3 受けたくない、必要ない	4
2 受けたい	16	計	20

問31 障がい者の就労支援としてどのようなことが必要だと思いますか。(複数回答可)

1 通勤手段の確保	33	8 職場での介助・援助	21
2 勤務場所の配慮(バリアフリー等)	18	9 気軽に通院ができる	33
3 短時間勤務、勤務日数等の配慮	34	10 就労後のフォロー、連携	29
4 体調に合わせた勤務時間・日数の変更	37	11 企業ニーズに合った就労訓練	13
5 在宅勤務の拡充	18	12 職場外での相談対応、支援	21
6 職場の障がい者理解	41	13 その他()	3
7 上司・同僚の障がい者理解	37		

相談相手について

問32 普段、悩みや困り事などを誰に相談しますか。(複数回答可)

1 家族や親戚	46	8 かかりつけ医、看護師	18
2 友人・知人	26	9 病院のCW、介保CM	3
3 近所の人	3	10 民生委員・児童委員	2
4 職場の上司・同僚	10	11 通園、幼保、学校の先生	6
5 施設の指導員など	15	12 相談支援事業所など	6
6 ヘルパーなど事業所の人	11	13 行政機関の窓口	12
7 障がい者団体、家族会	0	14 その他()	5

問33 障がいのことや福祉サービスなどに関する情報をどこから知ることが多いですか。(複数回答可)

1 本、新聞、雑誌、TV、ラジオ	18	8 病院のCW、介保CM	6
2 行政機関の広報誌	14	9 民生委員・児童委員	0
3 インターネット	23	10 通園、幼保、学校の先生	4
4 家族、親戚、友人・知人	22	11 相談支援事業所など	7
5 事業所、施設の職員	24	12 行政機関の窓口	10
6 障がい者団体、家族会(機関紙)	1	13 その他()	2
7 かかりつけ医、看護師	16		

障害福祉サービス等の利用について

問34 現在利用中のサービスにおける、今後3年以内の利用希望

利用中のサービス	同じくらい 利用したい	増やしたい	減らしたい
① 居宅介護	3	0	0
② 重度訪問介護	1	0	0
③ 同行援護	0	0	0
④ 行動援護	0	0	0
⑤ 重度障害者等包括支援	0	0	0
⑥ 施設入所支援	2	0	0
⑦ 短期入所	1	0	0
⑧ 療養介護	0	1	0
⑨ 生活介護	7	0	0
⑩ 自立生活援助	1	0	0
⑪ 共同生活援助(グループホーム)	2	0	0
⑫ 自立訓練(機能訓練・生活訓練)	2	0	0
⑬ 就労移行支援	0	0	0
⑭ 就労継続支援(A型・B型)	7	1	0
⑮ 就労定着支援	0	0	0
⑯ 計画相談支援	7	0	0
⑰ 地域移行支援	0	0	0
⑱ 地域定着支援	0	0	0
⑲ 児童発達支援(福祉型・医療型)	1	0	0
⑳ 放課後等デイサービス	4	1	0
㉑ 障害児相談支援	3	1	0
㉒ 居宅訪問型児童発達支援	0	0	0
㉓ 保育所等訪問支援	1	0	0
㉔ 障がい児入所支援	0	0	0

問 35 現在利用していないサービスで今後新たに利用したいサービスはありますか。

1 ある	16
2 ない	39

問36 今後新たに利用したいサービス（問35で「1」を選択した方 複数回答可）

1 居宅介護	3	13 就労移行支援	1
2 重度訪問介護	1	14 就労継続支援（A・B）	2
3 同行援護	2	15 就労定着支援	0
4 行動援護	3	16 計画相談支援	2
5 重度障害者等包括支援	1	17 地域移行支援	1
6 施設入所支援	3	18 地域定着支援	1
7 短期入所	7	19 児童発達支援（福・医）	0
8 療養介護	0	20 放課後等デイサービス	2
9 生活介護	1	21 障害児相談支援	0
10 自立生活援助	2	22 居宅訪問型児童発達支援	0
11 共同生活援助（グループホーム）	3	23 保育所等訪問支援	0
12 自立訓練（機能・生活）	1	24 障害児入所支援（福・医）	1

問 37 障害支援区分の認定を受けていますか。

区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6	受けていない
1	5	1	3	2	2	35

問38 介護保険サービスを利用していますか。

1 利用している	1
2 利用していない	60

問39 要介護度はどれに該当していますか。

要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
0	0	0	0	0	1	0

問40 利用している介護保険サービス

通所介護（デイサービス）	1
--------------	---

権利擁護について

問41 障がいがあることで差別を受けたり嫌な思いをする（した）ことがありますか。

1 ある	13	3 ない	32
2 少しある	19	計	64

問42 どのような場所・場面でありましたか。（複数回答可）

1 学校・仕事場	15	5 病院等医療機関	5
2 仕事を探すとき	6	6 住んでいる地域	6
3 外出中	11	7 その他（ ）	2
4 余暇	5		

問43 成年後見制度についてご存じですか。

1 名前も内容も知っている	18	3 名前も内容も知らない	15
2 名前を知っているが、内容は知らない	27	計	60

問44 必要になったら、この制度を利用したいと思いますか。

1 利用したい	16	3 わからない	41
2 利用したくない	5	計	62

問 45 この制度を利用することになった場合心配なことはありますか。（複数回答可）

1 費用のこと	21	4 誰を後見人にすればよいか	23
2 相談先がわからない	24	5 その他（ ）	3
3 手続きが大変そう	24	6 特にない	14

5 その他の記載

- ・信用できない人になってしまった場合、将来が不安
- ・後見人の方が本当に信頼できる方かどうか…という不安があります
- ・成年後見人に使い込みされたはなし

災害時の避難等について

問46 火事や地震、水害等の災害時に一人で避難できますか。

1 避難できる	20	3 わからない	19
2 避難できない	28	計	67

問 47 家族が不在の場合や一人暮らしの場合、近所に助けてくれる人はいますか。

1 いる	12	3 わからない	30
2 いない	24	計	66

問48 災害時に困ることは何ですか。（複数回答可）

1 投薬や治療が受けられない	30	6 情報が入手できない	14
2 補装具の使用が困難	2	7 周囲とのコミュニケーション	26
3 補装具等の入手ができない	6	8 避難場所の設備、生活環境	40
4 救助を求めることができない	15	9 その他（ ）	4
5 迅速に避難できない	31	10 特にない	5

2 須坂市障害福祉施策推進懇話会設置要領

(設置)

第1 障害児・者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、障害福祉に関する施策を総合的かつ計画的に推進するとともに、障害を理由とする差別を解消する取組を円滑かつ効果的に行うため、須坂市障害福祉施策推進懇話会（以下「懇話会」という。）を設置する。

(任務)

第2 懇話会は、次に掲げる活動を行うものとする。

- (1) 障害者基本法（昭和45年法律第84号）第11条第3項の規定による須坂市障がい者等長期行動計画の策定及び見直しに関する意見又は提言
- (2) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第88条の規定による須坂市障がい福祉計画及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）第33条の20の規定による須坂市障がい児福祉計画の策定に関する意見又は提言
- (3) 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）第18条の規定による障害を理由とする差別を解消するための情報共有及び意見交換等
- (4) その他障害福祉施策の推進に関して市長が必要と認めること。

(組織)

第3 懇話会の委員は、次に掲げる者のうちから市長が依頼する。

- (1) 障害者支援団体及び障害福祉サービス事業者等の関係者
- (2) 学識経験者
- (3) 市長が必要と認める者

(会議)

第4 懇話会は、市長が招集する。

(守秘義務)

第5 懇話会の委員は、懇話会の職に関して知りえた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第6 懇話会の庶務は、健康福祉部福祉課において行う。

(補則)

第7 この要領に定めるもののほか、懇話会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、平成31年4月1日から施行する。

(須坂市障害者福祉計画策定等懇話会設置要綱の廃止)

- 2 須坂市障害者福祉計画策定等懇話会設置要綱（平成18年7月1日施行）は、廃止する。

2023年度 須坂市障害福祉施策推進懇話会 協力団体

法人・団体等の名称	
社会福祉法人	須坂市社会福祉協議会
特定非営利活動法人	須高地域総合支援センター
社会福祉法人りんどう信濃会	須坂悠生寮
社会福祉法人育護会	さくらの杜育豊
社会福祉法人廣望会	アートカフェC o C o
社会福祉法人	夢工房福祉会
社会福祉法人	すこう福祉会
特定非営利活動法人	まいペーす
特定非営利活動法人	信州能力開発ネットワーク
一般財団法人	須坂市身体障害者福祉協会
家族会	須坂・小布施・高山手をつなぐ育成会
家族会	須坂市精神障がい者家族会ときわ会
家族会	須高はげみ会
当事者団体	須坂市聴覚障害者協会
須坂市民生児童委員協議会	障害福祉部会

第7期須坂市障がい福祉計画 第3期須坂市障がい児福祉計画
(2024年3月発行)

発行者 須坂市
編集 健康福祉部福祉課
〒382-8511 長野県須坂市大字須坂 1528 番地 1
電話：026-248-9003 F A X：026-248-7208
電子メール：s-fukushi@city.suzaka.nagano.jp